

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

ろう者は耳が聞こえないため、音声の代わりに物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を用いて、思考と意思疎通を行っている。

平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

しかし、この法律には「可能な限り」という留保が付き、ろう者が手話で生活する権利を守るには不十分な内容となっている。

このような状況から国は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもなどが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話を使い、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備を実現するための法律を制定する必要がある。

よって、上記内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月5日

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
総務大臣	新	藤	義	孝	殿
文部科学大臣	下	村	博	文	殿
厚生労働大臣	田	村	憲	久	殿
衆議院議長	伊	吹	文	明	殿
参議院議長	山	崎	正	昭	殿

神奈川県山北町議会